

経済変動対策融資融資等一覧表

令和7年4月1日現在

融資名		融資対象	年利率	保証料率	貸付限度額 償還期間 (据置期間)
経済変動対策融資	経済危機・災害復旧関係	次のいずれかに該当する中小企業者等 ① 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の要件に該当する特定中小企業者として市町村長から認定を受けた者【SN4号】 ② 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項の規定に基づく指定区域内において、事業実績があり、かつ、同法の指定災害により直接被害を受けたことについて市町村長から証明を受けた中小企業者等 ③ 中小企業信用保険法第2条第6項で定める特例中小企業者として市町村長から認定(※)を受けた中小企業者等	全部保証 1. 5%	0. 9%	設備 5,000万円 10年以内 (1年以内) 運転 5,000万円 10年以内 (1年以内) 一企業限度 5,000万円
	不況業種対策関係	中小企業信用保険法第2条第5項第5号の要件に該当する特定中小企業者として市町村長から認定を受けた者【SN5号】 中小企業信用保険法第2条第5項第5号で指定する業種は、 中小企業庁ホームページでご確認いただけます。	責任共有 償還期間 5年以内 1. 4% 10年以内 1. 6%	0. 8%	運転 5,000万円 10年以内 (1年以内)
	経営安定化特別関係	次のいずれかに該当する中小企業者等 ① 最近3か月の売上高等が前年同期と比べ20%以上減少している者 ② 最近1か月の売上高等が前年同期と比べ20%以上減少し、かつ、その後の2か月を含む3か月の売上高等が20%以上減少見込みの者 ③ 中小企業信用保険法第2条第5項第7号、第8号に該当する者【SN7号、SN8号】	責任共有 1. 7%	0. 45%～1. 9%	運転 2,000万円 10年以内 (1年以内)
	経営環境変動対策関係	次のいずれかに該当する中小企業者等 ① 最近3か月間の売上高又は受注量が前年同期と比べ5%以上減少している者 ② 原油や原材料価格の高騰により、最近3か月間の売上高に占める「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合が前年同期に比べ増加している者	責任共有 償還期間 5年以内 1. 6% 10年以内 1. 8%	0. 45%～1. 9%	運転 5,000万円 10年以内 (1年以内)

※「責任共有」とは、信用保証のリスクを信用保証協会と金融機関が負担する制度です。「全部保証」とは信用保証協会が100%保証(金融機関のリスク負担はゼロ)する制度です。